

令和7年度 吉岡町社会福祉協議会事業計画

◆基本理念 「支えあい 地域つながる 町づくり」

～笑顔あふれる助けあいのまち～

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、全ての人が自分の暮らす地域に関心を持ち、住民相互の交流を深め、心を通い合わせるにより、「地域や福祉への関心」・「いきいきと暮らせる」・「安心して暮らせる」・「切れ目のない支援」の仕組みづくりをめざします。

《基本方針》

近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけではなく、地域で互いに助け合うことが必要となっています。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野の枠や支え手・受け手という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」を目指します。

また、地域福祉計画・地域福祉活動計画を基に、地域住民、福祉団体、ボランティアグループ及び関係機関の方々との連携・協力をいただきながら、地域福祉の推進に取り組みます。

◆協議会運営

2025年問題、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり医療や介護が急増し、雇用不足もかさなり経済的にも影響すると予想される超高齢社会を迎えました。

そうした中で、吉岡町の令和7年2月の人口は、22,661人（対前年+72人、0.32%の増）、高齢者数5,120人（対前年+30人、0.59%の増）、高齢化率は22.59%（対前年0.06%の増）、となっており、年々人口増加となっていますが、ここ数年の伸び率は減少しています。

さて、吉岡町社協は、新たな事業への取り組みや事業の拡充などにより、業務量が増え職員の負担も増大しています。昨年度、今後の吉岡町社協を見据え、「地域福祉」を運営基盤として、地域に根差し地域の人々と共に手を携え温かい地域社会を築いていくことを確認し、今後の事業の見直しのための調査を実施しました。

昨年度は、移動カフェ車両「TEKUTEKU」が自治会行事をはじめ、町内へ出向く機会が増え、そのことをきっかけに「元気になるカフェ」への新規利用者の増加にもつながっています。「認知症サポーター養成講座」では企業等からの依頼を受けて講座を実施し、認知症の方の理解促進、企業とのつながりのきっかけともなりました。「生活支援体制整備事業」では新しい居場所である『たんぼぼ広場』や『駒ちゃん家』が一周年を迎え、地域住民による地域の支え合いのしくみづくりが地域に浸透しつつあります。このような取り組みは今後も継続発展させていきたいと考えています。

今年度、さらに重点を置きたい事業とし「よしおか支え愛マップづくり」では、地域の力を大切にしたい助け合いの活動を町・自治会とも共同し、助け合いの力をより一層拡げていきたいと考えます。また、地域担当制『地域つなげる!!つながる!!社協マン』では、社協職員全体で地域に出向く機会を作り、平時から地域とのつながりを強化し、顔の見える関係づくりを行っていききたいと考えています。さらに、第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向け地域座談会をはじめ、地域に根差した活動を通じて計画につないでいきます。

なお、主要事業の個別の基本目標・施策は以下のとおりです。

◆基本目標・施策

事業名	主要事業の推進計画
地域福祉活動事業	1. 吉岡町地域福祉活動計画策定 令和3年3月に第2期吉岡町地域福祉計画及び吉岡町地域福祉活動計画（計画期間：令和3年度から令和7年度）を策定しました。本年度は現行の計画を推進するとともに、第3期吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のため、行政と協同し、座談会を行い、地域住民の声を反映し、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられることを目指して計画を策定します。
	2. 福祉ネットワーク推進事業 子どもから高齢者まで、すべての世代の町民によってふれあい・支えあい・見守りが行われる地域福祉を推進します。 (1) 見守り体制の構築 地域住民が主体の「見守り体制」を構築するため、自治会に合わせて後方支援を行い、地域福祉ネットワーク事業の強化を図る。 (2) よしおか支え愛マップづくり 日頃の見守りを土台に、要援護者や支援者などをマップに落とし込み視覚的に地域の状況を把握する「よしおか支え愛マップづくり」を実施。災害時の避難等に役立てると共に、顔の見える・相談し合える関係づくりの場として、地域の結びつきを強化し、普段から皆で支え合える地域を作ります。

事業名	主要事業の推進計画
地域福祉活動事業	3. 地域担当制 『地域つなげる!!つながる!!社協マン』 町内各自治会に、地域担当としてそれぞれ職員を振り分け、担当地域の状況を把握し、身近な相談役として、第2期吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、「社協の見える化」「地域課題の発掘」「支え合い・助け合いの仕組みづくり」による地域福祉の推進を地域住民とともに図る。 また、より多くの住民の声をすくいあげられるように、一つでも多くのサロンや自治会行事へ足を運び、地域住民との信頼関係を築き、常に考え行動する社協を目指します。
	4. 障がい児・者交流事業 町内在住・在勤の身体・知的・精神障がい児・者とその家族や障がい者団体を対象に、老人福祉センターを開放した事業や外出支援事業、ふれあい支援事業等を実施する。交流や仲間づくりの場となるように、更には地域や世代を超えたつながりづくりを展開できるような事業を目指します。
	5. 制服等リユース・SDGs事業 卒業や成長で不要になった制服類を住民から回収し、それを必要とする子育て世帯へ配布することで経済的負担の軽減を図る。 また、余っている食料品や日用品を住民から回収し、必要な方へお渡しすることで、食品ロスやごみを削減し、SDGsの取り組みを促進する。
	6. 認知症カフェ事業 認知症サポーターが活動の中心となり、認知症の方や家族・地域住民等誰もが気軽に集い、交流できる場の「元気になるカフェ」と、専門職が活動の中心となり、認知症の方やその家族が相談や情報交換ができる場の「22カフェ」二種類の認知症カフェを更に充実させ活動が継続できるよう支援を行う。 また、元気になるカフェの一環で自治会等に移動カフェ車両「TEKUTEKU」を貸し出し、地域支援体制の強化や居場所づくりを促進する。 更に認知症地域支援推進員と地域包括支援センターの職員が協同し、住民をはじめ、医療機関、介護サービス事業所等に周知を行い、必要な方への利用促進を図る。

事業名	主要事業の推進計画
地域福祉活動事業	7. 福祉車両貸出事業・福祉機器及び器具備品等貸出事業 高齢者及び障がい者等の通院や買い物など日常生活の利便性を図ると共に、行事やレクリエーション等への積極的な外出の機会を確保できるよう努める。 また、貸出事業を通して住民同士の交流が深まり、地域活動の活性化を図る。
	8. 生活福祉資金貸付事業 県社会福祉協議会との連携はもとより、福祉事務所等関係機関、民生委員児童委員との連携をより強め、貸付を必要とする方に生活資金を貸付け、自立に向けた相談援助を行う。 また、償還金滞納者に対する訪問活動を実施する。
	9. その他 地域福祉活動 ・ 社会を明るくする大会 ・ シルバーカー購入費助成事業 ・ 職員出前講座 ・ 老人福祉センター開放事業 ・ 大人向け防犯・交通安全教室 ・ 移送サービス事業 ・ 傾聴ボランティア派遣事業
日常生活自立支援事業	令和3年度から県社会福祉協議会より委託を受け、基幹的社会福祉協議会として事業を実施。 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を支援する。
共同募金配分金事業	共同募金で寄せられた浄財を活用し、以下の事業に取り組みたい。 1. 一般募金事業 ・ 新入学児童置き傘贈呈事業 ・ 学童クラブ図書事業 ・ 地域福祉ネットワーク事業 ・ 情報提供（社協だより発行）〔再配分〕 ・ 地域福祉活動計画〔再配分〕 ・ 防災備品整備事業〔再配分〕

事業名	主要事業の推進計画
共同募金配分金事業	2. 歳末たすけあい募金配分金事業 ・ ふれあい・いきいきサロン推進事業 ・ 配食サービス事業 ・ 歳末ささえ愛事業及び新年安否確認事業 ・ 年越し食料配布事業 ・ 家族介護者交流事業 ・ 無料法律相談事業（再配分）
受託事業	1. ボランティアセンター事業 地域共生社会の実現に向け、町民に分かりやすくボランティア情報を広く発信し、誰もが「※1プロボノ」として役割や生きがい、尊厳をもって活躍できる場を提供し、ボランティアに関する相談や受付、マッチング等を行い、顔の見える関係性、事業発展に取り組んでいきます。 (1) 地域福祉活動参加へのきっかけづくりに繋がるよう、※2プラットフォームの力を引き出すコーディネーターとして新たなボランティア活動の発掘、人材確保や担い手育成等の継続を促し、町民が自分らしさを活かし、主体的・自主的に地域や社会のために活動できるボランティア支援を進めていきます。 (2) 地域のボランティア団体や町など関係機関との連携及び協力体制を深めていきます。 (3) ボランティア活動の推進のために必要な支援のあり方や事業の進め方について、登録団体や個人等の意見も参考にしながら検討を進めます。 (4) 既存のホームページや社協だより、パンフレット（ボランティア適性診断テストを活用し活動の指針の参考にしてもらう）、SNS等における広報活動を充実し、内容も随時見直し、さらにわかりやすく、効果的な情報提供に努めます。 (5) ボランティア同士の交流や意見交換の場（ハートボラカフェ等）を提供し、ボランティアの自主的・主体的な活動を支援します。 (6) ボランティアポイント事業を通じ、ポイントの管理等のサポートを行うとともに、ポイントが地域のために活動するバイタリティとなり、さらに自分らしくいきいきと楽しみながら活動していけるその一翼を担う事業として努めます。

事業名	主要事業の推進計画
受託事業	(7) BCPに基づく災害ボランティアセンター体制整備の強化を町や関係機関と連携しながら進めていきます。 ※1 プロボノ:仕事等で培ってきた経験やスキルを活かして社会に役立てること。 ※2 プラットフォーム:分野・領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、更なる展開が生まれる“場”
	2. 敬老福祉大会 町内の高齢者を一堂に招待し、多年の労をねぎらい長寿を祝福し、顕彰すると共に、結婚50周年を迎えたご夫婦に「金婚祝」を4人以上のお子さんを養育している親に「エンゼル表彰」を長い間在宅で寝たきり高齢者等の介護につくしている介護者に「介護表彰」を行う。 また、来場者がより楽しく過ごせるようなアトラクションを計画する。
	3. ひとり暮らし保養事業 ひとり暮らし高齢者を孤独感から解放し、共に支え合って地域で生活できるように、楽しい交流の場を提供する。 また、その機会を利用し、情報提供や相談窓口としての機能も果たしたい。
	4. 精神保健事業 心の休憩所～Tsubomi～ 不登校やひきこもりのため、心に不安を抱え、学校や社会、外へと出ていくことが困難な当事者とその家族に対して、不登校・ひきこもりサポートカウンセラーによる傾聴セラピーの場を設け、抱える不安に寄り添いながら不安軽減を図り、ひとりひとりの安心できる外の世界、つどいの場となることを目的に実施する。
	5. 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業） 65歳以上の方及びその支援のための活動に係わる方を対象に、介護状態にならないように、また介護状態になった場合でも、それ以上に悪化させないための事業を実施する。 (1) 介護予防普及・啓発事業を推進するために、あらゆる広報媒体を活用した広報活動を推進すると共に、老人福祉センターを開放した各種普及教室を実施していく。 (2) 地域介護予防活動支援事業では、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。 また、町で実施している体力測定会やオーラルフレイルの予防事業に協力する。

事業名	主要事業の推進計画
受託事業	6. 認知症サポーター養成講座 地域住民、小中学生及び自治会や企業等を対象に養成講座を開催し、認知症についての正しい知識の普及を図り、認知症の方やその家族が安心して暮らしていける地域づくりを目指す。さらに認知症サポーターを対象としたステップアップ研修を開催し、チームオレンジのチーム員を増やし、認知症の方の見守り体制の強化を図る。 7. 生活支援体制整備事業 高齢者が住み慣れた地域で笑顔で生きがいを感じながらいつまでも暮らし続けることができるよう、地域のさまざまな人が参加して、お互いに助け合い、支え合う地域づくりを推進する。 住民による話し合いの場【わたげ隊(明治地区)】・【ふれあい隊(駒寄地区)】(第2層協議体)で地域課題や問題を見つけ出し解決するためのアイデアを出し合い、自分たちでできることを考える会議を開催するとともに、新しい居場所『たんぽぽ広場』・『駒ちゃん家』の運営の確立を進めます。 また、町全体の高齢福祉を考える場、第2層協議体の後方支援機能を有する第1層協議体の設置や事業の推進に向けて町、社協、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等とで協力していきます。
善意銀行貸付事業	緊急的に資金の貸出が必要な方に対し、生活再建計画が整い次第、必要な資金の貸付を行う。 地域住民の善意の預託を受けて行なう事業であり、住民の理解が得られるように実施していきたい。
老人福祉センター指定管理事業	60歳以上の方が安心して過ごす場となり健康増進や生きがいづくり、仲間づくりの場として利用していただけるように、年間を通して、「行こう！いこいの家八幡！」を開催する。また、趣味の会とも協力し、季節に合わせた催しやイベントを開催すると共に若い世代へ周知としてチラシやSNS等も活用し情報発信を実施する。

事業名	主要事業の推進計画
学童クラブ管理事業	小学1年生から6年生までの児童を対象とし、子ども子育て支援新制度を遵守した管理経営をもとに、学童クラブ6箇所の運営管理を行う。 放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定に努め、保護者が安心して子育てができる環境を整えていく。 また、家庭と学校との連携をはじめ、地域との関わりを図りつつ、保護者の意見が反映されるような運営に努めていく。
吉岡町共同募金委員会	令和6年度の赤い羽根募金と吉岡町共同募金委員会への配分申請を基に、令和7年度の地域配分基準を公平かつ適正に制定し、吉岡町で集められた募金が広く町内福祉団体に活用されるように努めたい。 また、募金への協力世帯が減少傾向にある。福祉事業を進めていく上で貴重な財源となるため、更なる募金運動のPRを図っていくとともに特別配分事業において地域住民に寄り添う身近な募金として見える化を図っていききたい。
介護保険事業	(1) 在宅障がい者生活支援事業・訪問介護事業・介護予防・日常生活支援総合事業 利用者に満足していただけるサービスを提供するために、ヘルパーの資質向上に努めるため、各種研修会に参加を促し、地域に根差した地域の方に必要とされる、訪問介護事業を実施する。 利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。 また、ヘルパーの人材確保に努めヘルパーが働きやすい職場環境を作る。 (2) 吉岡町移動支援事業 障がい者の方が、徒歩にて安全に余暇活動や社会参加の為に外出ができるよう支援を行う。
公益事業	1. 生活困窮者自立相談支援事業 失業・就労・家族関係、社会的関係等による悩みを抱え、さらに家族や地域の支えが少なく、経済的に困窮されている世帯等に、総合相談・生活支援に取り組む。 また、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、支援を行うにあたり県社協や福祉事務所、ハローワーク、民生委員児童委員等様々な関係機関と連携し、相談に対応する。

事業名	主要事業の推進計画
公益事業	2. 成年後見制度事業 (1) 成年後見支援センター 認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人の権利を守り、安心して暮らしていけるよう、中核機関として相談支援事業、普及啓発事業、利用促進事業、関係機関との連携、後見人等支援事業を実施する。 支援の必要な人が、適切に必要な支援につながるよう中核機関の機能強化及び地域連携ネットワークの機能強化に努める。 3. 地域包括支援センター (1) 包括的支援事業 ○総合相談支援業務 高齢者と家族介護者に関する多様な相談に対応できる総合相談機関としての機能強化に努める。民生児童委員や自治会等と連携をとれる関係を作り、地域の方が集まる場に参加することで支援を必要とする方の把握に努める。 ○権利擁護業務 高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応に努める。消費者被害防止の広報や啓発を行い、被害の早期発見ができるよう様々な機関と連携する。成年後見支援センターと連携し、成年後見制度の活用につなぐ相談支援を行う。 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 介護支援専門員が支援方法や困難事例などの相談をしやすい環境を作る。介護支援専門員の資質向上を図るための研修会を実施する。多職種協働による個別地域ケア会議、自立支援型地域ケア会議を開催し、把握した地域課題を検討する。 ○在宅医療介護連携推進事業 町や渋川地域在宅医療介護連携支援センターと協同し、地域の医療と介護の連携を図り、地域包括ケアシステムの構築に努める。積極的に主治医や地域の医療・介護専門職等と連携を図り、高齢者支援に取り組む。

事業名	主要事業の推進計画
公益事業	○生活支援体制整備事業 町内2か所の第2層協議体に構成員として参加することで、地域のニーズを把握し、生活支援コーディネーターと連携して必要な支援を行う。 ○認知症総合支援業務 対応が困難な認知症の方に対して、初期集中支援チームで対応し早期診断・早期対応に向けた支援の充実を図る。社会福祉協議会の認知症事業担当者と共に、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を作る（認知症ケアパスの見直し・「チームオレンジ」の充実）。認知症サポーター養成講座では、専門職としての知見を活かし事業に協力する。早期に相談を受けることの少ない前期高齢者や若年性の認知症の方に向けた支援の充実を図る。 (2) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）・指定介護予防支援事業 自立支援に資するサービス計画の作成に努め、状況に応じて居宅介護支援事業所に委託する。要支援者や総合事業対象者が、要介護状態になることを予防し、出来る限り自立した生活が送れるよう、インフォーマルサービスも含めた様々な社会資源を活用し支援を行う。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会
会 長 榊 原 久 雄